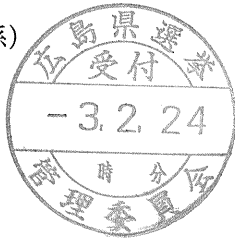


第14号様式 (第8条関係)
(その1)



会計	繰越	検算	転記		
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		

(令和 2 年分)

収 支 報 告 書

(ふりがな) あぜもとしょうご れんごうこうえんかい

1. 政治団体の名称 あぜもと将吾 連合後援会

2. 主たる事務所の所在地 広島市中区上幟町2-36 AXIS上幟町302号

3. 代表者の氏名 佐々木 ベジ

4. 会計責任者の氏名 東村 光彦

事務担当者の氏名 吉岡 広小路

(電話) 082-962-6035



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	特定パーティー開催団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/>	有 現職 公職の種類 _____ 候補者等
届出者氏名 _____	
<input checked="" type="checkbox"/>	無

資金管理団体の指定の期間	
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	から
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	まで

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号
公職の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 参議院議員 <input checked="" type="checkbox"/> 現職・候補者等	
公職の候補者氏名 <u>田元 将吾</u>	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 2 年 6 月 15 日	から
令和 2 年 12 月 31 日	まで

※この欄は、記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
		有・無	有・無

0743

100/70

(その2)

収 支 の 状 況

1. 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収入総額 (①+②)				0
① (前年からの繰越額)				0
② (本年の収入額)				0
(2) 支出総額				0
(3) 翌年への繰越額 ((1)-(2))				0

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	金 額				員 数			
	百万	千	円		百万	千	人	
			0				0	

(2) 寄附

ア 寄附の区分 (イを除く)	金 額				備考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附				0	
(うち特定寄附)					
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小 計 ((ア)+(イ)+(ウ))				0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					
イ 政党匿名寄附				0	
合 計 (小計+イ)				0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金及び通常貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 2 月 17 日

政治団体の名称 あぜもと将吾 連合後援会

会計責任者の氏名 東村 光彦

代表者の氏名
（解散時のみ）



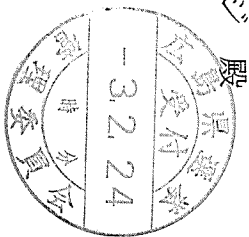
印

（備考）

- 1 「会計責任者の氏名」欄に記名押印又は署名すること。
- 2 解散時の場合にのみ「代表者の氏名」欄に記名押印又は署名し、政治団体解散届と併せて提出すること。

あぜもと将吾 連合後援会

代表 佐々木 ベジ 殿



登録政治資金監査人

登録番号

研修了年月日

山中庸祐 監査
第519号

平成20年12月18日

平成20年12月18日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、「あぜもと将吾 連合後援会」の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、「あぜもと将吾 連合後援会」の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、「あぜもと将吾 連合後援会」に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3 業務制限

「あぜもと将吾 連合後援会」と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、「あぜもと将吾 連合後援会」と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。